

平成 28 年度共生社会推進検討会議での主な意見

■第 1 回会議：平成 28 年 5 月 31 日（火）

●条例制定の進め方について

- ・差別解消法が施行され、当事者が何を思っているのか、差別解消法以上の何が必要なのかを地域で議論する必要がある
- ・スピード感をもって条例制定を進めるべき
- ・条例制定へのスピード感は必要だが、滋賀らしさを出すことも重要
- ・当事者の声を聴く機会が必要
- ・当事者は、条例が今すぐあるべきと思っている。障害者と関わりが少ない人に「あるべき」と思ってもらう意見、提案があるとよい

●条例の内容について

- ・上乗せ、横出しのない条例は意味がない。全ての人が障害者の尊厳を守ることが必要
- ・過去の議論において、障害者の権利を守ることにインセンティブが働くような内容が必要という意見もあった。これを踏まえ、こういうことをしてはいけないという視点だけでなく、こんなことが盛り込まれていたら差別の解消につながっていくという意見を言っていければと思う。
- ・差別の解消に関する条例にコミュニケーション支援に関する事項を含めた上で、手話に関する具体的内容を手話言語条例として別に制定すべき
- ・個人が差別解消法の対象となっておらず、条例で隙間を埋める必要がある

●その他

- ・条例づくりと並行して、自治会単位で差別解消法の周知を図るべき
- ・事業者団体に対して差別解消法の精神を周知すべき

■第 2 回会議：平成 28 年 6 月 30 日（木）

●条例制定の進め方について

- ・条例制定のプロセスには 4 つの意味がある。①当事者の思いを反映する ②差別の実態を反映する ③他者の権利、利益との調整の望ましいあり方を反映する ④県民理解を深める
- ・差別解消条例を作ってほしいというのは当事者の思い。審議会等で議論される中で軸がぶれてしまう恐れがある。当事者が参加できる担保が欲しい。
- ・全県でのタウンミーティングなど当事者の声を届ける動きをすることが必要。条例が必要だと思えば、当事者が行動する必要がある。
- ・一部の当事者だけでなく時間を掛けて広く当事者の声を拾うことが必要、そのプロセスを県でしっかり考えて欲しい
- ・条例を作った終わりではなくて条例は始まり。当事者の声が聞けるタウンミーティングがいつも開かれていくということの為に条例がある。

●条例の内容について

- ・差別解消の条例に含むのではなく、独立した手話言語条例の制定を求める
- ・要支援者に対する災害時の対応についても記載しては
- ・滋賀らしさのひとつとして、「相談および紛争の防止・解決」を「相談、調整、提案、解決」という表現にしてはどうか
- ・共生社会づくりを推進する体制（計画、重点施策など）に関する記述が必要では
- ・「相談および紛争防止・解決の仕組み」が条例の肝。個別の差別事案を解消していく相談や調整解決の仕組みが整っているかどうか、この部分の積み重ねが合理的配慮の限界ラインを形作っていくことになると思う。